ガソリン等ご購入時の注意事項

1　ガソリンや軽油の危険性と容器の注意事項

ガソリンと軽油の危険性

- ガソリンは気温が－４０℃（軽油は＋４０℃）でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する物質です。
- ガソリンの蒸気は、空気より重いため、穴やくぼみなどに溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源（ライター等の裸火、静電気、衝撃火花）によって引火する危険性があります。
- 軽油は、大量に保管すると火災危険が高まるとともに、一旦火災が発生すると大火災になる危険性があります。

ガソリンや軽油を入れる容器

- ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。
- 特に、灯油用ポリ容器（２０リットル）にガソリンを入れることは、非常に危険ですので行わないで下さい。

プラスチック製容器は、ガソリンにより劣化しガソリンが流出する恐れがあるほか、静電気が蓄積し静電気の火花により引火する危険性があるので、ガソリンの貯蔵には適合する金属製容器を使用しましょう。

2　ガソリンスタンドでガソリンや軽油を容器で購入する際の注意事項

ガソリンスタンドの所有者等の注意事項

- ガソリンスタンドで、自動車等へ給油するための設備を使って、ガソリンを１日あたり総量２００リットル以上又は軽油を１日あたり総量１，０００リットル以上、容器に入れることはできません。
- ガソリンや軽油を容器に入れる際には、利用客に対し、ガソリンや軽油の危険性を周知するとともに、容器が法令基準に適合していることを確認してください。
- セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできないため、利用客が自らガソリンを入れることがないよう、十分監視して下さい。

ガソリンスタンドの利用者の注意事項

- ガソリンや軽油の買いだめは控えてください。
- 消防法令の基準に適合した容器で購入してください。
- セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。

京都市危険物安全協会山科支部

3　ガソリンや軽油を容器に入れて保管する際の注意事項

ガソリンと軽油の保管

- ガソリンは、火災の発生危険が極めて高く、火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため、ガソリンを容器に入れて保管することは控えてください。
- 軽油は、大量に保管すると、火災の発生危険が高まり、火災が発生すると、大規模な火災となる危険性が高いため、大量に保管することは控えてください。

ガソリンや軽油の保管場所

消防法令に適合した容器で保管する場合でも、消防法令により、合計４０リットル以上のガソリン又は合計 200 リットル以上の軽油を保管する場合は、次のとおり建物の大幅な改修が必要となります。

- 40 リットル以上 200 リットル未満のガソリン又は 200 リットル以上 1,000 リットル未満の軽油を保管する場合は、火災予防条例により、保管場所の壁、柱、床及び天井が不燃材料であることなど、構造等の要件が当該条例の基準に適合している旨の書類を添えて、あらかじめ消防署に届け出る必要があります。
- 200 リットル以上のガソリン又は 1,000 リットル以上の軽油を保管する場合は、消防法により、壁、柱及び床を耐火構造とするなど、一定の構造等の基準に適合したものでなければ、市町村長の許可はされません。

保有空地の例

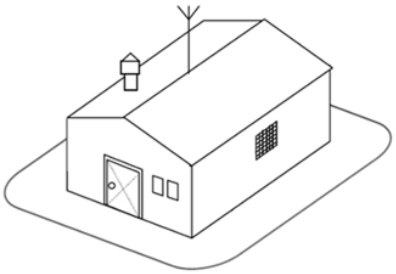

位置、構造及び設備の例

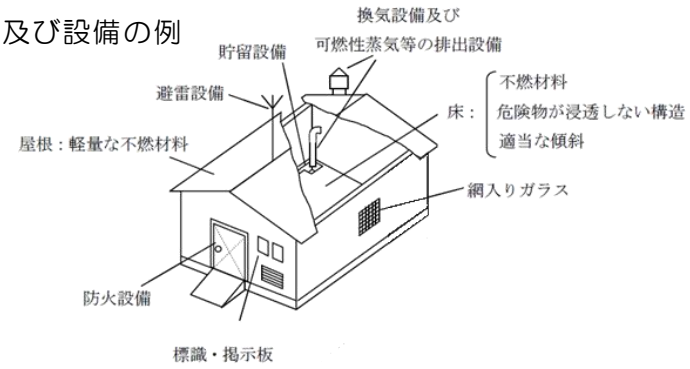

4　ガソリン購入時の身元確認について

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを容器で購入される方に対して、運転免許証などの身分証明書の提示を求め、氏名、住所及び使用目的を確認することになりました。大切な命、安心・安全のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 京都市危険物安全協会山科支部は、昭和５１年に発足、危険物災害の防止、火災予防法令の遵守徹底、科学知識の向上、防火施設の整備等、自主防災体制の強化と共に、会員相互の緊密なる連携・連絡により、全区民の推進力となって郷土の発展に寄与することを目的とする団体です。

京都市危険物安全協会山科支部